

ノートパソコン、モバイルWi-Fiルーターを借用中のみなさんへ

遠隔授業受講のためのノートパソコン、モバイルWi-Fiルーターの貸与については、5月20日付けで通知していますが、返却等について下記のとおりお知らせします。

記

1 返却について

ご自身で情報端末又は必要な通信環境を整えていただいた場合、貸与は終了となります。6月30日（火）までに、岩手大学生生活協同組合サービスカウンターに必ず返却してください。

2 貸与延長について

6月30日（火）現在、情報端末又は必要な通信環境が整っていない方については、貸与延長を検討させていただきます。引き続き貸与を受けたい場合は次のとおり手続きしてください。

(1) 借用延長手続きについて

- ・「ノートパソコン、モバイルWi-Fiルーター借用延長申込書」（以下「延長申込書」という。）に必要事項を記入し、学生センター⑧窓口に提出する。
※延長申込書は、学生センター⑧窓口で配付する。
- ・窓口で内容のチェックを受け、受理印を押印してもらう。
- ・延長申込書の控を受け取り、岩手大学生生活協同組合サービスカウンターに提出する。

(2) 貸与延長期間について

- ・貸与延長終了日：8月12日（水）

貸与延長終了日までに必ず返却してください。

令和2年6月24日